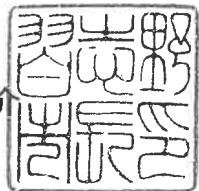


資管第230号
令和2年7月6日

習志野市公共施設等再生推進審議会長様

習志野市長 宮本 泰介

諮詢書



習志野市公共施設等再生基本条例第8条第2項の規定に基づき、次の事項についてご検討のうえ答申いただきたく、理由を添え諮詢いたします。

【諮詢事項】

習志野市が進める公共施設再生の取組みの更なる推進に向け、統一的な基準に基づく地方公会計の適切かつ効果的な活用策について提言を求めます。

(諮詢理由)

本市の財政環境は、少子高齢化の進展に伴う、生産年齢人口の減少により将来的に市税の減収傾向が想定される一方、社会保障関係経費は著しい増加が見込まれ、財政構造の一層の硬直化が予測されます。

このような厳しい財政状況の中、本市では、全国的な課題となっている公共施設の老朽化問題に対して、平成26年3月に習志野市公共施設再生計画を策定して以来、具体的な事業計画に基づく対策を実行しています。しかしながら、計画実行段階において、さまざまな課題が顕在化し老朽化対策が思うように進まない現状となっています。

このような状況の背景の一つには、老朽化対策の検討段階等における公会計情報との連携が不足していることによる要因も少なくないものと考えられます。

のことから、市民が納得し易く、より実効性の高い事業計画の立案、進行管理に向け、次の事項を中心にご審議いただき、ご提言いただきますようお願いいたします。

1. 公共施設(資産)を保有することによる、財政運営に対する経年的な影響について、どのように算定し、その結果を毎年の予算編成や中長期的な財政運営、公共施設マネジメントにどのように活かしていくべきか。
2. 公共施設の整備にあたり、将来発生するコスト算出やニーズ把握等をどのように行えば良いのか。また、業績(効果)測定をどのような指標でどのように実施すれば良いのか。併せて、その結果をどのように分析し意思決定に活かしていくべきか。
3. 公共施設の再編・再配置等の検討にあたっての施設評価について、評価指標としてどのような会計情報を活用すれば良いのか。また、公共施設マネジメントを考える際のセグメントの単位をどのような単位で設定し、公共施設マネジメントや意思決定に活かすことが望ましいのか。
4. 公共施設マネジメントの内容を公会計情報と連携する中で、分かりやすく周知するためにはどのようにすれば良いのか。